

国立大学法人鳴門教育大学職員出向規程

平成16年 4月 1日

規程第 12 号

改正 平成21年 3月23日規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則(平成16年規則第23号)第15条第4項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)に在籍のまま、学長の命令により本学以外の国立大学法人等本学と密接に関係する機関(以下「出向先」という。)に出向する職員(以下「出向者」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において出向とは、本学の職員として在籍のまま、学長の命令により出向先の業務のため、その指揮命令系統に従い出向先において勤務することをいう。

(出向の取扱原則)

第3条 本学は、出向者の勤務条件等が出向によって不利益とならないよう配慮するものとする。

(職員の同意)

第4条 学長が職員に出向を命ずる場合は、事前に出向目的、出向先の担当業務、勤務条件、期間等を明示し、当該職員の同意を得るものとする。

(出向者の心得)

第5条 出向者は、出向目的を達成するため、出向先の指揮命令系統に従い、出向先の職員と協力し、誠実に勤務しなければならない。

(出向者の所属)

第6条 出向者の出向期間中の本学における所属は、出向の前日に所属していた部署とする。

(出向期間)

第7条 出向期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、出向者の同意を得て延長することができる。

2 出向先の勤務期間については、本学の勤続期間に通算する。

(勤務条件)

第8条 出向者の出向先における服務規律、勤務時間、休日、休暇等の勤務条件は、出向先の就業規則に従うものとする。

(給与及び諸手当)

第9条 出向者の給与及び諸手当は、出向先の規定に基づき出向先が支給するものとする。この場合において、出向者の給与等について、必要がある場合は、本学と出向先が協議のうえ決定するものとする。

(赴任等の旅費)

第10条 赴任、帰任及び出張に伴う旅費は、次のとおりとする。

(1) 赴任するときの旅費は、出向先の規定に基づき出向先が支給する。

- (2) 帰任するときの旅費は、本学の規程に基づき本学が支給する。
- (3) 出向期間中の出向先の業務に係る出張旅費は、出向先規定に基づき出向先が支給する。
- (4) 本学の業務に係る出張旅費は、本学の規定に基づき本学が支給する。

(復帰)

第11条 出向者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本学に復帰させるものとする。

- (1) 出向期間が満了したとき。
- (2) 出向期間中に退職するとき。
- (3) 出向先の就業規則による解雇、懲戒（減給及び戒告を除く。）及び休職の事由に該当したとき。
- (4) その他本学が特に必要と認めたとき。

2 出向者が死亡したときは、本学に復帰したものとして取り扱うものとする。

3 復帰後の本学における所属及び役職等は、復帰の事由、復帰前の所属、職務及び本学の状況等を考慮し、その都度決定する。

(転籍)

第12条 出向者が出向先への転籍を申し出た場合は、本学と出向先の協議により転籍を認めることがある。

(表彰)

第13条 出向者の表彰については、出向先の規定によるほか、本学の規定も適用するものとする。

(安全衛生)

第14条 出向者の健康管理、その他の安全衛生の管理は、出向先で行うものとする。

(共済保険等)

第15条 出向者の共済保険、共済年金保険、雇用保険及び労災保険は、出向先で加入し、保険料事業者負担金は出向先が負担する。

(退職手当)

第16条 出向者が出向期間中に退職（死亡を含む。）する場合の退職手当は、本学の規定に基づき、本学が支給するものとする。

(協定)

第17条 この規程により職員を出向させる場合は、本学と出向先は、出向に関する協定を締結することとする。

2 出向先又は本学の事情その他により、この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度出向先及び本学で協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日以前において本学への復帰を前提として他機関へ転任し、又は任命権者の要請により辞職の上他機関へ採用され、平成16年4月1日において引続き他機関に在籍する者は、第1条に規定する出向者とみなす。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。